

## 平成19年度愛知県環境審議会廃棄物部会会議録

### 1 日時

平成20年3月28日(金)午後3時から午後5時15分まで

### 2 場所

愛知県三の丸庁舎 801会議室

### 3 出席者

委員4名、専門委員1名

説明のために出席した者13名

### 4 会議の概要

#### (1) 開会

定足数を満たしていることを確認。

#### (2) あいさつ

田村資源循環推進監

中村部会長

#### (3) 議事

##### ア 傍聴人について

中村部会長が事務局に確認の上、傍聴人はいないことが報告された。

##### イ 会議録の署名について

会議録の署名者として、宮尾委員及び山岸委員が指名された。

##### ウ 報告事項

(ア) 愛知県廃棄物処理計画の実施状況について

(イ) 一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化状況について

(ウ) ITを活用した産業廃棄物のトレーサビリティの向上について

(エ) 再生資源活用審査制度の創設について

(オ) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業について

・事務局から資料説明の後、以下の質疑応答が行われた。

#### < 質疑応答 >

##### 【山岸委員】

資料1のP.3にある「適正処理と監視指導の徹底」で、6月と11月は強化月間とあるが、集中的に行われることがあらかじめ知られていると立入される側が準備してしまうということはないか。

##### 【中村部会長】

関連して、立入指導件数の1,026件の内、問題があったところを教えてください。

**【事務局】**

6月と11月の強化月間については、例年行ってきた事業ですが、毎年重点的なテーマを変えています。強化月間は集中して行っているが監視指導は1年を通じて行っています。

**【山岸委員】**

重点的に調べるテーマはあらかじめ伝えるのか。

**【事務局】**

監視を行う県事務所の廃棄物担当者にはテーマを伝え、計画を立てて行うようにさせているが、排出業者や処理業者に伝えることはありません。

その結果、不適正な事例については、原則文書指導をしており、一番強い事例だと行政処分となる改善命令、その他改善勧告、指示書、指導票により改善を指導しています。

追加すれば、19年度はまだ数字が出ていないが、18年度どうだったかという、立入件数は全部で6,015件あります。毎年6,000件くらい行っています。その内6月と11月の強化月間では1,000件ほど行っているということです。特にこの時しかやっていないというわけではありません。指導件数は18年度だと391件あります。その内、法に基づく行政処分は36件でここ数年同じようにやっています。

**【宮尾委員】**

資料1の一般廃棄物と産業廃棄物の目標だが、どういう調査による推定なのか。資料からは読み取れない。一般廃棄物も産業廃棄物についても名古屋市を除く市町村からの報告に基づくものなのか。それとも産業廃棄物については産廃業者からの報告に基づくものか。業者の報告等では集計されていない部分があり最終的に集計されていなかったという記憶がある。信頼すべき愛知県全体の廃棄物の総量に当たるのか。

**【事務局】**

一般廃棄物については、名古屋市も含めた全市町村からの報告により集計しています。事業者が独自で処理している分については集計できていないところがあります。何らかの方法で市町村が集計できていれば県に報告してもらっています。市町村によっては、充分集計できていないところがあります。

**【宮尾委員】**

処理計画のP.6の事業系ごみは事業者によって処理された場合ということか。

**【事務局】**

市町村の処理です。

**【宮尾委員】**

ごみの事業者が集めてきて業務としてやっている場合はカウントされない市町村があるということか。カウントしていない市町村がどれくらいかという資料はないのか。

**【事務局】**

把握していません。

**【中村部会長】**

処理計画のP.35、36にあるように、市町村へのアンケートによる積上げ方式で目標値を設定

している。それに対して、国が大きく目標を掲げておりこれも配慮している。

【柳下委員】

自治体が計画して自ら回収して自ら処理している分については確実に統計として処理できる。これ以外に例えば名古屋大学が直接集めて業者に頼んでいる。名古屋市は民間処理分も報告させている。集団回収についても事実上補助金を出して自治会等から報告させている。彼らで作る統計では資源回収率が高くなる。ところが環境省は民間処理を含めていないので統計上回収率が低く出てしまう。名古屋市では、民間処理なんかも全部含めて資源回収率は100%であると大きく宣伝している。それと比べるといつも差異が出てしまう。できるだけそれが一致するようにできないかと問題提起をした。その時、全ての市町村が同じような方法でできないので、できるだけ近づけるよう何とかしたいと言っておられ努力はしていただいたという記憶はあるが。

【中村部会長】

最初の数字から修正していった、できるだけ集団回収量等も含めて実態の数字に近づけたのではないのか。

【事務局】

この段階では市町村で把握していない集団回収量等は入っていません。

【中村部会長】

最終的に処理計画に入ったのか。

【事務局】

入っておりません。事業者へアプローチしてデータが出せないか相談したところ、事業者は県境や市境を全然区別できないというようなことでした。数量はあるがどこのところで愛知県分かということところは明確に言えないということがあって、今のところ積み上げられる数字がはっきりしません。産業廃棄物はきちっとわかるが、一般廃棄物については名古屋市は別格かもしれないが、他の一般廃棄物については明確にできていません。そういうことで数字は加えられていません。

【中村部会長】

そうは言っても一番大きいのは名古屋市だから、全体に占める割合からもプラス・マイナス何パーセント以下ということになるのかもしれないが。

【事務局】

前回この部会の中で一般廃棄物の民間の処理量について把握ができていないのではという指摘を頂いていた。現在のデータは、環境省の指導に則って全国的に行われている取り方によるものです。民間の量については、事業者が産業廃棄物の量を把握する時に一般廃棄物についても把握をしています。推定だが、そんなに民間に委託している量はないのではないかと考えています。例えばレストラン等で回収された生ごみ等についてもほとんど市町村の処分場に運ばれています。そういったものはすべてこちらのほうで把握しています。資料2のP.1で見ていただくとわかると思いますが、横ばいあるいは下がってきていた総ごみ量が17年度と比べて18年度で若干増えています。検討してみたところ今までカウントされていなかった名古屋市での民間の資源回収量がこちらにあがってきたこと等で増えていることがわかりました。民間が処理する一般廃棄物については今後どういう形で正確に把握していくかについて検討してまいりたいと考えています。

【宮尾委員】

今のお話で、産廃業者に産廃とともに一般廃棄物も調べているならば、産廃の何パーセントが一般ごみだとだいたいわかるのでは。

【事務局】

県内の処理業者ではなく産業廃棄物発生事業所にアンケート調査をしてこの処理計画をつくります。その時に一般廃棄物も併せてやっています。そういうところからの推計も加味して今後民間処理分を把握する必要があるが、まだきちとした方向性が見出せていないので把握の仕方を研究したいと考えています。

【宮尾委員】

産廃実態調査とはどこに対する調査なのか。

【事務局】

1つは産業廃棄物収集運搬・処分業者、もう1つは業種別に抽出した製造事業所、産業廃棄物排出事業所を直接に対象としています。5年に1回実態調査しており、前は16年度のデータで実態調査を実施しました。

【宮尾委員】

17年度は調査をしなかったのか。

【事務局】

資料の17年度の調査については、実態調査とは異なり、排出事業者の内、多量排出事業者や特別管理産業廃棄物発生事業場からの毎年の報告を基に県下全域の量を推計しています。製造品出荷額を基に県内全域の製造品出荷額に合うように推計しています。県下全域の産業廃棄物の排出量を推計した結果が今回報告の内容です。

【宮尾委員】

排出側だけの調査なのか。

【事務局】

排出者の他に収集運搬・処分業者からの毎年の報告を加えて集計しています。17年度については、多量排出事業者や特別管理産業廃棄物発生事業場からの報告を基に推計しています。

【中村部会長】

5年に1回の大規模なアンケート調査結果と単年度の集計したものとの間に大きな差があるということか。進行状況を管理するのに問題はないか。

【事務局】

全体の排出量を見込むのに、製造品出荷額を用いて県内全域の量を推計しています。5年に1回は、排出事業者の内2万社を抽出してアンケート調査しており、製造品出荷額による推計で補っているということで、概ね近いのではないかと考えています。

【宮尾委員】

5年に1回の調査に一致するように係数をつくったということか。大量のデータによる推計値が5年に1回出ますね。単年度の数を絞って大きな事業所を調べていますね。シミュレーションみたいなことをして推定値をつくっているわけでしょ。それは16年度に一致するようにつくっているのか。

**【事務局】**

そういうことです。16年度のデータを使った係数を用いて17年度のデータを生かせるように持っていました。製造品出荷額を加味し17年度の排出事業者だけでなく発生事業場からもデータを頂いています。母数が少ないので多少精度的には落ちるかもしれないが、概ね県下全域の量としては把握できているのではと思っています。

**【中村部会長】**

資料を見たときには16年度と17年度のデータを同じようにみてよいか。

**【事務局】**

推計の方法が変わらないよう努めています。

**【中村部会長】**

産業廃棄物はそうだが一般廃棄物についてはちょっと問題があるかもしれないので今後検討していただきたい。

**【宮尾委員】**

処理計画のP.60にあるシミュレーション結果のような推定値の作り方が書いてあるが、これは排出業者だけか。これに産廃業者も係数に入れられているのか。

**【事務局】**

この推定は排出事業者がどれだけの廃棄物を将来排出するかという推計のときに使ったシミュレーションでして、例えば17年度に5万トン発生していた事業者が5年後、10年後どれくらい排出量が増えるかというシミュレーションの予測の表です。

**【宮尾委員】**

17年度の産廃量の推定値はここから読み取れるか。

**【事務局】**

ここには書いていません。

**【宮尾委員】**

人口動態統計等の資料編ではどのような抽出をしてどのような結果からどのように推定値を求めたかを書いてある。推定値の求め方の解説はないのか。

**【事務局】**

P.61に予測に関する補足ということで、例えば原単位や将来人口が書いてあります。もう少し細かくP.62で業種別に予測式を示しています。それぞれをまとめた式はないが最終的にまとめたのがP.60の表になっていると理解いただきたい。

**【宮尾委員】**

16年度の産廃の調査については、事業所の何社に対してどのようなアンケートを行い、何社から回収してどのような式に基づいて推定したということが普通は書いてありますよね。

**【事務局】**

処理計画とは別の実態調査報告書という冊子には抽出事業者数や予測した係数がどういうものかといったことをまとめているが、処理計画の参考資料には要約したもののみ載せています。

【宮尾委員】

一般ごみとして事業者に引き渡した分がそれほど多くないというそれなりの根拠が知りたい。

【事務局】

一般廃棄物についても全て収集運搬あるいは中間・最終処分するには許可が必要で、市町村の方で許可を出しており、県でも把握しているが、実際最終処分は民間ではほとんどありません。そういうことからすると民間業者での最終処分量をこの中に含めたとしても数値が著しく変わってくるものではないと考えています。

【宮尾委員】

不完全であればこういうことで極めて少ないと思われると一行でもいいから必要では。

【事務局】

県のほうに報告するという制度が一般廃棄物についてはないので、民間が処理する一般廃棄物については今後どういう形で正確に把握していくかについて検討してまいりたいと考えています。

【中村部会長】

では宿題ということで。

【柳下委員】

ここに書いてある資料の範囲を超えているが、自動車産業からは表面処理等により様々な廃棄物が発生する。負の遺産の管理はどう考えているのか気になる。重金属類が愛知県下に保管されたり埋立てられている。エネルギーはなくなるが重金属類等の資源はなくなる。処理計画とは別で、負の遺産をどうしたらいいか検討しなくてはならない時期が来るのではというのが1つ。

2つめとして、中国の現地へ行くと埋立地はめちゃくちゃというのは失礼だが昔の日本のような感じだ。民間だから民間ベースでやればよいという考え方がないわけではないけれど産業廃棄物に関する国際協力について愛知県はどう考えるのか。

【事務局】

最近だと特に一般廃棄物の焼却灰とかスラグが将来は資源のない国として立派な鉱石になると言っている方もいらっしゃる。また、法律上、最終処分場には3種類あります。性状が安定しているがれき類等を埋立てる安定型、浸出液を処理している管理型があります。一番頑丈な遮断型は県内では3社あります。遮断型は基本的に厚さ30センチメートル以上の防水性のコンクリートで囲んで蓋をします。特別管理産業廃棄物である重金属類、有害物が一杯入っていると意識して残してあり、将来何かのときにすぐ活用できる見本のようなものであろうと考えています。それから、法律上処分場が廃止されたとしても廃棄物が地下に埋立てられた地区であると知事が告示し、図面でわかるようになっています。将来何か使えるようになっています。そういうように制度が少しずつ変わってきています。

2つ目については少し荷が重いですが、他国に迷惑かけず日本の中で資源として活用できる方向性を考えていく時代であろうと考えています。

【柳下委員】

それは無理だ。ピラミッド構造の大企業群ができてしまう。

【事務局】

愛知県は中国では江蘇省と友好提携事業を実施しています。昨年、一昨年と江蘇省からのニーズにお応えしていて、特に水や廃棄物の問題で当県にニーズがあります。来年度から県の予算で、企業から数名の方を選定していただき、1か月程度派遣して中国のニーズに応えた国際環境協力をしていこうという取組をしようとしています。それをアジアの諸国に拡大して行って世界に対する貢献をしていけるのかなと思っています。

【中村部会長】

日本は資源が枯渇するのではとされている。外国から入ってこないのではとされている。温存、埋蔵されている資源として、廃棄物としてではなく県として前向きに検討していく時期ではないか。国にあげるようなものかもしれない。壮大なものだ。

【山岸委員】

レジ袋削減のパンフレットだが、例えばスーパーマーケットのチェッカーの列に並んでいるとき等に読んだら意識が高まると思う。どういうところで貼ったりして広報されるのか。

【事務局】

まずはホームページにも掲載しました。啓発用のパネルを作成し市町村に貸し出せるようにしました。啓発用のジャンパーや幟と一緒に作りました。市町村からかなり引き合いがきています。どこで使われるかというレジ袋の無料配布をやめるところの店頭キャンペーンなどに使われます。スーパーの入り口に市町村の啓発コーナーをつくり、そこにパネルを並べて見ていただくとかしています。これは実は事業者向けのチラシでして、商工会議所、商店街連合会、商工団体に配りみなさんの会報誌に載せていただくようにして周知を図っています。実は今日も豊明市に行ってきたが、市の商工会の機関誌に載せていただくとかお願いしています。市の広報にレジ袋削減の特集として載せてもらったりして広がってきています。

【山岸委員】

もっと日常の中で目につくところにあるといいのではと思う。

【山岸委員】

資料5の再生資源活用審査制度について、届出事項に添付書類があって、土壤環境基準に適合していること等が虚偽報告されたときの担保はどうなっているか。

【中村部会長】

この制度はどのような位置づけで、違反したときの罰則規定はどうなっているか。

【事務局】

これは要綱に基づくものですので罰則規定はありません。要綱に従わない者には勧告できるとしてあります。基準に適合していない虚偽報告があったときであります。届出を頂いた段階で、全てではないが、疑わしいものについては現場に行って行政分析をすることを予定しており、予算もつけていただいています。事業者任せでなく行政としてもきちっと関与していく考えです。要綱の中で対応できない環境安全性が損なわれそうなものは、1つの方法として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条等の報告や立入等で対応していこうと考えています。

【中村部会長】

営業活動を妨害することになってはいけませんが、一般県民に勧告の事実が広報されないと間違っ  
て購入したり使ったりすることの繰り返しになってしまう。どうでしょう。

【事務局】

特別そういったものに対する広報は考えていません。問題があるものに対しては指導・助言をして  
いきます。あくまでもこれは事前の届出制度です。

【山岸委員】

原則として書類審査で、疑われるものに対しては行政調査をするということだけれども。書類審査  
の段階では虚偽報告に対して担保できないですね。

【事務局】

行政分析については予算に限りはあるが、やはりこの制度の基になったのが代表的なものはフェロ  
シルトで一旦環境が壊れてしまっただけでは取り返しがつかないことになるのでそういうものは優先的に  
チェックしていきます。単に工場から工場に回るといっものはどちらかというと優先度が低くなりま  
す。一般の方が暴露するといったら大げさだがそのようなものは原則的に検査してチェックしてい  
きます。

【山岸委員】

スタート時はガイドラインや要綱ということがごく普通にあるが、やがてはきちんとした制度にな  
るのか。

【事務局】

本制度は暫定的と言ったらいいかもしれませんが。罰則がある条例というものがいいかもしれませ  
ん。再生品をカバーする制度としては初めてと言ってもよいもので、世の中にどういうものが出回っ  
ているかもわからない状態である程度柔軟性をもった制度ということでスタートします。ある程度実績を  
重ねた上でそうしたほうがいいということであれば条例化も考えます。これは愛知県内だけの話でな  
く全国各地でこういう問題は起きています。県境を越え当然移動していくということから全国的なス  
ケールの制度の創設が必要と考えており国に対しても制度の創設を働きかけしておりこれからもし  
ていきます。

【宮尾委員】

電子マニフェストが10%しか進んでいないが進まない理由としてどういう問題があるか。

【事務局】

当初作った制度は、パソコンを使った制度であることや昼間の8時間しか稼働しないこと等使い勝  
手が悪かったところがありました。18年に24時間稼働とか、携帯電話を使った登録ができるとか  
システムの改良がなされました。19、20年度とどんどんシステムを導入していく事業者が増えて  
いくのではないかとということでシステム導入の先駆けになればと本年度から補助制度をつくりまし  
た。

【宮尾委員】

補助を受けるのにICタグ、バーコード、リーダーとかは必須か。



【事務局】

単なる電子マニフェストの導入ではなく併せてバーコードやGPSを利用する等の多少付加価値をつけたシステムを導入するものに対して優先的に補助の対象としました。

【中村部会長】

団体がやりたいと言ってきたのか。県が是非やってほしいと言ったのか。

【事務局】

事業者説明会を開催し広く数か月間募集しました。その際に制度の周知も併せて行いました。お手を挙げていただいた3者が基準に適合していたので今回対象となりました。

【中村部会長】

紙マニフェストから電子マニフェストに移行することでユーザーや業者が楽になるのかどうか。かえって面倒なことになってしまったのであれば普及しない。

【事務局】

紙では会社の名前等の全ての項目を手書きしなければいけません。パソコン等であれば一回入力しておけば日付や量を変えるだけとなり、記入ミスがなくなり、そういう意味で操作がし易く簡便にもなります。

【安田専門委員】

排出事業者ではなく処理業者から進めるようなことはしないのか。

【事務局】

処理業者の団体、特に産業廃棄物協会は是非たくさんの処理業者に参画してほしいとして働きかけをした1つであります。

【安田専門委員】

業者から紙しかないと言われると仕方がないのかなという気になる。県のほうから電子マニフェストの普及を進めていただきたい。

【柳下委員】

衣浦港3号地の埋立処分場の土地造成の目的は何か。

【事務局】

工業用地の造成ということで既に企業庁が計画していました。浚渫土により工業用地の造成をすることが当初の計画でした。造成材を浚渫土から廃棄物に変更するということで、港湾計画は軽微な変更の手続を行いました。

【柳下委員】

公有水面埋立免許は取っていたのか。

【事務局】

取っていました。

【柳下委員】

形式上は工業用地を造成するとなると普通は早く埋めようということになる。今回のこの件は、埋立量を減らして13年を15年とか17年とかに延伸できるのかそれとも短くすることになるのか。

【事務局】

理屈上は計画期間内に行うということになります。名古屋港南5区においても埋立期間の延伸をしました。20年くらいかかって埋立てることになると思います。3Rを進めて最終処分量を減らすようにしているが、埋立処分場は確保したいと考えています。何年かかるかわからないが延長する場合は公有水面埋立法の方で延伸をお願いすることになると思います。

【柳下委員】

このアセスメントは最終処分場としてのアセスメントか。公有水面埋立法のアセスメントではないのですね。

【事務局】

工業用地ができたかどうかという公有水面埋立法に基づくアセスメントは終わっています。

【柳下委員】

工業用地であるから土地を返せと言われなかったための担保は。

【事務局】

今回13年の埋立期間を認めてもらったということでそういうことはないものと理解していただきたいと考えています。

【柳下委員】

いずれ地球温暖化の話が出てきたときに輸送に鉄道を使うという検討はされなかったか。

【事務局】

しませんでした。

【柳下委員】

川崎では最近鉄道を使っている。貨物の基地があって途中で全部鉄道に移しかえている。

【事務局】

勉強させていただきたい。

【宮尾委員】

資料3のP.7で産廃の最終処分量の内、汚泥が急に増えたとあるがどういう要因で2.4倍になったのか調べたか。

【事務局】

特にこれということはありませんが、建設系の汚泥についてはフェロシルト等不適正処理があり廃棄物として処理される量が増えたことが一つの要因であると考えられるが把握し切れていません。

【中村部会長】

汚泥といってもいろいろあるが検討してください。また教えてほしい。

【事務局】

わかりました。

エ その他

特になし

(4) 閉会あいさつ(尾崎主幹)